

## 滋賀県地域情報化推進会議 後援承認取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、滋賀県地域情報化推進会議（以下「推進会議」という。）が、他の公的機関、各種団体等（以下「団体等」という。）の主催する、滋賀県内における情報化の推進を展開する行事（以下「行事」という。）に対し、団体等からの申請に基づき後援の承認を行う場合の基準および手続きを定め、その事務の適正な処理を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、「後援」とは、推進会議が団体等の実施する行事に「滋賀県地域情報化推進会議」の名により賛同する意思を表すことをいう。

### (後援承認の基準)

第3条 推進会議の後援の承認は、団体等が主催する行事であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するものについて行う。

- (1) 行事を実施することによって、滋賀県内における情報化の推進に寄与すること。
- (2) 行事による利益が全県的に及ぶこと。
- (3) 専ら営利を目的とするものでないこと。
- (4) 特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。
- (5) 特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。
- (6) 公共の福祉に反するものでないこと。
- (7) 団体の構成員相互の親睦を主たる目的とするものでないこと。
- (8) 行事開催場所（会場）は、保健衛生、災害防止等に関する措置が講じられていること。
- (9) その他法令、規則等に違反するものでないこと。

### (後援の申請、承認等)

第4条 行事を主催する団体等が、推進会議の後援の承認を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を滋賀県地域情報化推進会議会長（以下「会

長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的または趣旨
- (3) 主催者名
- (4) 開催日時または期間および後援の名義を使用する期間
- (5) 開催場所
- (6) 参加対象者および予定人員等
- (7) 内容
- (8) 参加料、入場料の有無および額
- (9) 推進会議以外の後援・共催申請先
- (10) 広報活動の方法と範囲
- (11) 前回の承認実績
- (12) 収支予算書
- (13) 申請者連絡先その他主催団体の概要や過去実績などがわかる添付資料

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、前条に規定する基準に基づいて申請内容を検討し、承認の諾否を決定し、その旨を申請した団体等に通知する。

3 前項の承認を受けた団体等は、後援の名義の使用にあたっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1) 申請時の行事計画に変更が生じ、または行事が中止となった場合は、その内容を直ちに文書で報告すること。

(2) 後援の名義を記載した印刷物等を、配布または掲示するまでに提出すること。

(承認等の取消し)

第5条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前条第2項の規定による承認を取り消すものとする。

(1) 前条第1項に規定する申請に虚偽の記載があったとき。

(2) 前条第3項各号に掲げる条件が遵守されていないと認められるとき。

(3) 前2号のほか、前条の規定による承認等の通知に付した条件が遵守されていないと認められるとき。

(承認行事の実績報告)

第6条 第4条第2項の規定により後援の承認を受けた団体等は、行事終了後、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

- (1) 後援承認を受けた文書番号
- (2) 開催日時(期間)
- (3) 開催場所
- (4) 参加対象者および人員等
- (5) 内容
- (6) 推進会議以外の後援・共催団体等
- (7) 収支報告書
- (8) 行事に関するレポート等の資料

2 前項の規定による実績報告書の提出がない場合は、同一の団体等による申請および当該実績報告書に係る行事と同一の行事について申請があっても承認しない。

(その他の事項)

第7条 前3条に掲げる後援の承認の事務については、滋賀県地域情報化推進会議事務局が処理する。

付則

この要領は、令和3年5月31日から施行する。